



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月26日金曜日 第2222号

◇ 目 次 ◇

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧... 894

公共測量の実施の通知..... 894

公共測量の終了の通知..... 894

落札者等の告示..... 895

建設業者の許可の取消し..... 895

道路の区域変更(一般国道319号)..... 895

道路の供用開始(")..... 895

道路の供用開始(県道川之江大豊線)..... 895

土地改良区役員の就退任の届出..... 896

道路の区域変更(県道三坂松山線)..... 896

道路の供用開始(")..... 896

開発行為に関する工事の完了(2件)..... 896

道路の供用開始(県道鳥井喜木津線)..... 897

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の告示..... 897

家畜商講習会の開催..... 897

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 899

公営企業管理規程

愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程及び愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する管理規程..... 899

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1326号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出事項

(南予地方局管内)

| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 | | | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|---|-----------------------|-----------------------|-------|---------------------------------|
| 南宇和郡愛南町御荘菊川2365 有限会社向田水産 代表取締役 向田陽二 | 南宇和郡愛南町御荘平山922 西村章 | 南宇和郡愛南町御荘平城61 久徳賢二 | 御 荘 | 愛南漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成22年11月26日から同年12月10日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

| | |
|-------------|-----------------|
| 南予地方局管内の加入区 | 南予地方局産業経済部愛南水産課 |
|-------------|-----------------|

○愛媛県告示第1327号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 作業種類 公共測量(下水道施設台帳作成)
- 作業期間 平成22年12月1日から

平成23年3月25日まで

3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第1328号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成22年10月15日まで

- 1 作業種類 公共測量（デジタルオルソ作成）
- 2 作業期間 平成22年2月24日から

- 3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第1329号

次のとおり落札者を決定した。
平成22年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続き | 入札公告日 |
|-------------------|-------------------------------|-------------|--|-------------|----------------|------------|
| 捺染機（インクジェット方式） 1式 | 愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成22年11月18日 | アイワエンジニアリング株式会社 愛媛県今治市大西町山之内甲1229番地18 | 32,025,000円 | 一般競争入札 | 平成22年10月1日 |

○愛媛県告示第1330号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
平成22年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 許可番号 | 許可年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取消年月日 | 取り消した建設業の種類 | 取消しの原因となった事実 |
|---------------|-------------|----------|-------|----------------|-------------|-----------------------|--------------|
| （般-17）第14656号 | 平成17年11月21日 | （有）ヒカリ開発 | 白石 光春 | 新居浜市菊本町2-13-20 | 平成22年10月7日 | 建築工事業、大工工事業 鉄筋工事業 | 建設業の廃止（一部） |
| （般-21）第15573号 | 平成21年6月28日 | 岸工房 | 岸 徹志 | 四国中央市土居町天満16-2 | 平成22年10月19日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| （般-18）第6572号 | 平成18年12月26日 | 古河産業 | 古河 隆保 | 新居浜市寿町11-45 | 平成22年10月28日 | 土工工事業、管工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |

○愛媛県告示第1331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 敷 | 延 長 | 備 考 |
|-------|------|--------------------------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 一般国道 | 319号 | 四国中央市新宮町上山6714番地先から 同町上山6662番地先まで | 旧 | メートル 3.7~13.1 | キロメートル 0.180 | |
| | | | 新 | 10.0~15.0 | 0.180 | |

○愛媛県告示第1332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|------|--------------------------------------|-------------|
| 一般国道 | 319号 | 四国中央市新宮町上山6714番地先から 同町上山6662番地先まで | 平成22年11月26日 |

○愛媛県告示第1333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|------------------------------------|-------------|
| 県道 | 川之江大豊線 | 四国中央市新宮町馬立3565番地から 同町馬立3584番地まで | 平成22年11月26日 |

○愛媛県告示第1334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成22年11月26日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|---------------|
| 理事 | 中村時広 | 松山市岩崎町一丁目7番7号 |

○愛媛県告示第1335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 旧・新別 | 敷地の員幅 | 延長 | 備考 |
|-------|-------|----------------------------------|------|-----------------|-----------------|----|
| 県道 | 三坂松山線 | 松山市窪野町甲2058番地先から 同町甲2057番地先まで | 旧 | メートル 4.0～4.5 | キロメートル 0.025 | |
| | | | 新 | 5.6～11.0 | 0.025 | |

○愛媛県告示第1336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|----------------------------------|-------------|
| 県道 | 三坂松山線 | 松山市窪野町甲2058番地先から 同町甲2057番地先まで | 平成22年11月26日 |

○愛媛県告示第1337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年11月26日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-----------------------------|---------------------------|---|
| 22中局建（開）第43号 平成22年11月12日 | 伊予郡松前町大字西高柳字隅田82番1 | 松山市余戸東1丁目5番11号 ラプリーハイムミーサB101号 大崎達也 |

○愛媛県告示第1338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年11月26日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

| 検査済証の番号 及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|-----------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 22中局建(開)第44号 平成22年11月19日 | 伊予郡松前町大字上高柳相原486番5 | 松山市保免中1丁目1-12 金 浦 説 一 |

○愛媛県告示第1339号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|--------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 鳥井喜木津線 | 八幡浜市保内町広早358番地1から 同市保内町広早359番地4まで | 平成22年11月26日 |

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-------------|------------------------|---------|---------------------------|---|
| 平成22年11月15日 | 特定非営利活動法人 いよココロザシ大学 | 福 岡 晋 也 | 松山市喜与町1丁目7番地8トオ ヤマビル2階 | この法人は、市民の誰もが先生、生徒になる「学びあい」の精神のもと、多様性と地域資源の価値を共有し、市民一人一人が「自分らしさ」を実感し、主体的に人や町とつながっていくしくみを作ること、地域に根づく新しいコミュニティの創造と発展に寄与することを目的とする。 |

○公 告

家畜商講習会の開催について

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成22年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 開催の日時
平成23年1月27日(木)8時30分及び28日(金)8時30分
- 開催の場所 松山市一番町四丁目4-2 県庁第二別館 5階
第6会議室
- 受講手続
受講希望者は、平成23年1月14日(金)までに、次に掲げる書類を所轄地方局に提出しなければならない。
(1) 家畜商講習会受講願書(別記様式)
(2) 住民票抄本1通
- 教材
講習用教材は、講習会会場において各自購入すること。

別記様式

家畜商講習会受講願書

年 月 日

愛媛県知事 様

現 住 所

職 業

(ふりがな)

氏 名

生年月日

貴県で主催される家畜商講習会を受講したいので、関係書類を添えて願います。

愛媛県収入証紙 3 , 1 3 0 円
相当額はり付け場所

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成22年11月26日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,199,388
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,988
(3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 266,565

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程及び愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成22年11月26日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程及び愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する管理規程 (愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content includes table of contents and Article 1 of the regulations regarding electrical work safety.

する保安を確保するため必要な事項を定めることを目的とする。

(主任技術者の職務)

第7条 主任技術者の保安監督の職務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 使用前自主検査に関すること。

第20条 省略

第9章 使用前自主検査

(使用前自主検査に係る実施体制)

第21条 使用前自主検査は、主任技術者の保安監督の下、法令に基づき適切に実施するものとする。

2 管理者は、使用前自主検査において、電気工作物の工事が工事計画に従って行われたものであること及び電気工作物が法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

(使用前自主検査の結果の記録)

第22条 使用前自主検査に関する記録は、次に掲げる事項について記載しておくものとする。

(1) 使用前自主検査年月日

(2) 使用前自主検査の対象

(3) 使用前自主検査の方法

(4) 使用前自主検査の結果

(5) 使用前自主検査を実施した者の氏名

(6) 使用前自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(7) 使用前自主検査の実施に係る組織

(8) 使用前自主検査の実施に係る工程管理

(9) 使用前自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

(10) 使用前自主検査記録の管理に関する事項

(11) 使用前自主検査に係る教育訓練に関する事項

2 使用前自主検査の結果の記録は、前項第1号から第6号までに掲げる事項にあつては5年間、同項第7号から第11号までに掲げる事項にあつては使用前自主検査を行つた後最初の法第50条の2第7項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

第10章 雑則

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

第26条 省略

第27条 省略

別表第3 (第5条関係)

保安業務分掌

| 名称 | 分掌事務 |
|-------|---|
| 省略 | |
| 発電工水課 | 1 電気事業(条例第2条に規定する電気事業をいう。)及び工業用水道事業の調査計画に関すること。 2～5 省略 |
| 省略 | |
| 事業所 | 1～6 省略 7 <u>使用前自主検査に関すること。</u> 8 省略 |

する保安を確保するため必要な事項を定めることを目的とする。

(主任技術者の職務)

第7条 主任技術者の保安監督の職務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

第20条 省略

第9章 雑則

第21条 省略

第22条 省略

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

別表第3 (第5条関係)

保安業務分掌

| 名称 | 分掌事務 |
|-------|--|
| 省略 | |
| 発電工水課 | 1 電気事業_____及び工業用水道事業の調査計画に関すること。 2～5 省略 |
| 省略 | |
| 事業所 | 1～6 省略 7 省略 |

(愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程(昭和61年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | |
|---|---|---|--------|--|---|-------------------------|--|--------|--|
| <p>目次</p> <p>第1章～第6章 省略</p> <p><u>第7章 使用前自主検査(第20条・第21条)</u></p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この管理規程は、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づき、<u>電気事業(愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号)第2条に規定する電気事業をいう。以下同じ。)</u>の用に供する電気工作物(次条を除き、以下「電気工作物」という。)の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要な事項を定めることにより、<u>電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この管理規程は、<u>電気事業の用に供する</u>すべての電気工作物の保安管理に適用する。</p> <p>2 愛媛県の<u>電気事業の用に供する</u>電気工作物と他の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致するものとする。</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第6条 主任技術者は、法令及びこの管理規程を遵守し、<u>電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うほか、次に掲げる職務を責任を持って遂行しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 使用前自主検査について、指導及び監督を行うこと。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(巡視、点検及び検査の実施)</p> <p>第11条 事業所の長は、<u>電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、次の表に掲げる巡視、点検及び検査を行うものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 定期的な 巡視、点検 及び検査</td> <td>電気工作物を常に法令で定める技術基準(以下この条及び第13条において「技術基準」という。)に適合するよう維持し、及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備の実態等に応じて定期的に行う巡視、点検及び検査</td> </tr> <tr> <td>2・3 省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>第19条 省略</p> <p style="text-align: center;">第7章 使用前自主検査</p> <p>(使用前自主検査に係る実施体制)</p> <p>第20条 <u>使用前自主検査は、主任技術者の保安監督の下、法令に基づき適切に実施するものとする。</u></p> <p>2 管理者は、<u>使用前自主検査において、電気工作物の工事が工事計画に従って行われたものであること及び電気工作物が法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。</u></p> <p>(使用前自主検査の結果の記録)</p> | 1 定期的な 巡視、点検 及び検査 | 電気工作物を常に法令で定める技術基準(以下この条及び第13条において「技術基準」という。)に適合するよう維持し、及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備の実態等に応じて定期的に行う巡視、点検及び検査 | 2・3 省略 | | <p>目次</p> <p>第1章～第6章 省略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この管理規程は、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づき、<u>電気事業</u>の用に供する電気工作物(以下「電気工作物」という。)の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要な事項を定めることにより、<u>電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この管理規程は、<u>電気事業者愛媛県(以下「愛媛県」という。)</u>のすべての電気工作物の保安管理に適用する。</p> <p>2 愛媛県の<u>電気工作物</u>と他の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致するものとする。</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第6条 主任技術者は、法令及びこの管理規程を遵守し、<u>電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うほか、次に掲げる職務を責任を持って遂行しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(巡視、点検及び検査の実施)</p> <p>第11条 事業所の長は、<u>電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、次の表に掲げる巡視、点検及び検査を行うものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 定期的な 巡視、点検 及び検査</td> <td>電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう維持し、及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備の実態等に応じて定期的に行う巡視、点検及び検査</td> </tr> <tr> <td>2・3 省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>第19条 省略</p> | 1 定期的な 巡視、点検 及び検査 | 電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう維持し、及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備の実態等に応じて定期的に行う巡視、点検及び検査 | 2・3 省略 | |
| 1 定期的な 巡視、点検 及び検査 | 電気工作物を常に法令で定める技術基準(以下この条及び第13条において「技術基準」という。)に適合するよう維持し、及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備の実態等に応じて定期的に行う巡視、点検及び検査 | | | | | | | | |
| 2・3 省略 | | | | | | | | | |
| 1 定期的な 巡視、点検 及び検査 | 電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう維持し、及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備の実態等に応じて定期的に行う巡視、点検及び検査 | | | | | | | | |
| 2・3 省略 | | | | | | | | | |

第21条 使用前自主検査に関する記録は、次に掲げる事項について

記載しておくものとする。

- (1) 使用前自主検査年月日
- (2) 使用前自主検査の対象
- (3) 使用前自主検査の方法
- (4) 使用前自主検査の結果
- (5) 使用前自主検査を実施した者の氏名
- (6) 使用前自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- (7) 使用前自主検査の実施に係る組織
- (8) 使用前自主検査の実施に係る工程管理
- (9) 使用前自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- (10) 使用前自主検査記録の管理に関する事項
- (11) 使用前自主検査に係る教育訓練に関する事項

2 使用前自主検査の結果の記録は、前項第1号から第6号までに掲げる事項にあつては5年間（発電水力設備に係る記録にあつては、当該発電水力設備の存続する期間）、同項第7号から第11号までに掲げる事項にあつては使用前自主検査を行つた後最初の法第50条の2第7項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。